

第八十七回国 参議院 商工委員会 會議録 第九号

昭和五十四年五月二十九日(火曜日) 午後零時五十三分開会

委員の異動

五月十八日	馬場 富君	補欠選任	藤原 房雄君
五月二十一日	長谷川 信君	補欠選任	塚田十一郎君
五月二十三日	安武 洋子君	補欠選任	小笠原貞子君
五月二十五日	中村 啓一君	補欠選任	井上 吉夫君
五月二十八日	井上 吉夫君	補欠選任	中村 啓一君
五月二十八日	森下 昭司君	補欠選任	阿具根 登君
	市川 正一君	補欠選任	下田 京子君
	井上 計君	補欠選任	柄谷 道一君

出席者は左のとおり。

委員長	福岡日出磨君
理事	古賀雷四郎君
委員	大森 昭君

衆議院議員	修正案提出者	野中 英二君
國務大臣	通商産業大臣	江崎 真澄君
政府委員	資源エネルギー庁長官	天谷 直弘君
事務局側	常任委員会専門員	町田 正利君

本日の會議に付した案件

○エネルギーの使用の合理化に関する法律案(第八十四回国会内閣提出、第八十七回国会衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(福岡日出磨君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十八日、森下昭司君、市川正一君及び井上計君が委員を辞任され、その補欠として阿具根登君、下田京子君及び柄谷道一君が選任されました。

また、本日、真鍋賢二君が委員を辞任され、その補欠として河本嘉久蔵君が選任されました。

岩崎 純三君  
中山 太郎君  
長谷川 信君  
阿具根 登君  
大塚 喬君  
小柳 勇君  
吉田 正雄君  
馬場 富君  
下田 京子君  
安武 洋子君  
柄谷 道子君  
柿沢 弘治君

○委員長(福岡日出磨君) エネルギーの使用の合理化に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。

江崎通商産業大臣。

○國務大臣(江崎眞澄君) エネルギーの使用の合理化に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国は、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に欠くことのできない石油等のエネルギー資源の大半を海外からの輸入に依存しております。

エネルギーをめぐる国際情勢は依然として流動的であり、長期的にも石油の増産限界の到来によるエネルギー供給上の制約要因の強まりが予想されるなど、今後エネルギー供給面で一層不安定な情勢が続くものと見られております。

こうした情勢下において、主要先進国の中でもきわめて脆弱なエネルギー供給構造を有しているわが国としては、各般にわたるエネルギー政策を積極的に推進していくことが不可欠であります。

このため、政府といたしましては、エネルギー供給面において、石油の開発、備蓄、石油代替エネルギーの開発・導入等の安定供給確保対策を一層促進するほか、需要面において、エネルギーの使用の合理化を図るための施策を鋭意推進することといたしております。

わが国は米国に次ぐエネルギーの多消費国であり、エネルギー消費の各段階におけるエネルギーの使用の合理化を可能な限り進めていくことは、わが国の国際的な責務とも言うべき重要な課題であると考えます。

本法案は、かかる観点から、国がエネルギーの消費において大きな比重を占める工場及び事業場、建築物並びに自動車その他のエネルギーを消費する機械器具のそれぞれにつきまして、事業者等がエネルギーの使用の合理化に取り組みに当た

つての判断の基準を示すなど事業者等の自主的な努力を促進していくための諸措置を講ずることによって、実効的なエネルギー使用の合理化を図ろうとするものであります。

次に、この法案の概要について、御説明申し上げます。

第一は、広く工場の事業者に対し、その判断の基準となるべき事項を示し、工場におけるエネルギーの使用の合理化の努力を求めるとともに、エネルギーを多量に消費する工場につきましては、エネルギー管理者の選任の義務づけ及び所要の報告等によりまして、エネルギーの使用の合理化の適確な実施を図ろうとするものであります。

第二は、建築物の建築主に対し、その判断の基準となるべき事項を示し、熱の損失の防止のための措置等エネルギーの使用の合理化に資するための措置を適確に実施することを求めておきますとともに、建築物の設計・施工に関し、建築主に対する必要な指導、助言を行うこと等により、建築物に係るエネルギーの使用の合理化を図ろうといたしております。

第三は、自動車等の特定の機械器具の製造事業者等に対し、その判断の基準となるべき事項を示し、機械器具のエネルギーの消費効率の向上のための努力を求めるとともに、エネルギー消費効率に関する表示制度の導入及び所要の報告等により機械器具に係るエネルギーの使用の合理化を図ろうとするものであります。

このほか、国は、エネルギーの使用の合理化を促進するために、金融上及び税制上の措置、科学技術の振興を図るための措置、国民の理解を深めるための教育活動、広報活動等に関する措置を講ずるよう努めなければならないことといたしております。

また、本法の制定に伴い、熱管理法を廃止することといたしております。





竹治外百三十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二四九八号 昭和五十四年五月八日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(六通)

請願者 福岡市南区野間新町八ノ一八七

大畑哲雄外百四十名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二五〇三号 昭和五十四年五月八日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 北海道小樽市入舟二ノ五 大塚恵

子外百二十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二五〇四号 昭和五十四年五月八日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(十二通)

請願者 広島市船越町三〇二ノ一一 松岡

悦子外百七十一名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二五一五号 昭和五十四年五月九日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 北海道小樽市桜二ノ八ノ一二 三

浦明美外百六十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二五一六号 昭和五十四年五月九日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(四通)

請願者 群馬県高崎市下大類町五五三

垣都夫外百八十八名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二五五五号 昭和五十四年五月九日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(四通)

請願者 静岡県藤枝市本町四ノ一ノ二五

足立吉朗外百二十七名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二五五六号 昭和五十四年五月九日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 福島県白河市白坂大倉矢見四〇

田中篤枝外百四十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二五五七号 昭和五十四年五月九日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 静岡県呉服町二ノ二ノ一東京堂書

店内 福岡良彦外二百名

紹介議員 青木 薪次君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二五五八号 昭和五十四年五月九日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(六通)

請願者 横浜市神奈川区菅田町一、〇一七

関口美由樹外八百三十四名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二五六七号 昭和五十四年五月九日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(八通)

請願者 北海道寿都郡寿都町新栄町 工藤

芳雄外九百三十四名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二六三二号 昭和五十四年五月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(十通)

請願者 兵庫県明石市中朝霧丘二ノ一一

鷹浜春夫外千七十七名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二六三三二号 昭和五十四年五月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(八通)

請願者 静岡県焼津市三ヶ名一、七〇七

三 松永松次郎外七百九十三名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二六三三三号 昭和五十四年五月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 愛知県尾張旭市庄南町一ノ七ノ三

佐藤丹美外五百五十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二六四九号 昭和五十四年五月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 福島県郡山市小原田三ノ二ノ一

九 福田和子外百九名

紹介議員 磯山 篤君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二六五〇号 昭和五十四年五月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(二通)

請願者 大阪府泉佐野市中庄一、五〇七

上ノ郷谷義郎外百九十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二六五四号 昭和五十四年五月十日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 三重県伊勢市八日市場町有文堂内

岩田功外百六十九名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二六九五号 昭和五十四年五月十一日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 千葉県市川市市川一ノ四ノ一六株

式会社大杉書店内 大杉稀一郎外

百七十九名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二七〇五号 昭和五十四年五月十一日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 横浜市緑区長津田一四六ノ一三一

中村昭二外九百三十八名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二七一三号 昭和五十四年五月十一日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 大阪府泉大津市東助松町三ノ八ノ

六 出口真理子外百三十七名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二七一九号 昭和五十四年五月十一日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(二通)

請願者 神奈川県秦野市鶴巻五ノ六八ノ四

岡田まゆみ外二百四十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二七二〇号 昭和五十四年五月十一日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 静岡県富士市吉原二ノ三ノ一七株

式会社文華堂代表取締役 柴田利

郎外百四十名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二七五一号 昭和五十四年五月十一日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡宇美町宇美五、三八

六ノ一九二 鹿子木政隆外百二十  
八名

紹介議員 磯山 篤君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二七五二号 昭和五十四年五月十一日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 北海道小樽市新光一ノ六ノ一〇  
円山順外百五十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二七五七号 昭和五十四年五月十一日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(十通)

請願者 静岡県焼津市小土一、一一五 宮  
崎順外千五百三十名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二七六四号 昭和五十四年五月十一日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 札幌市豊平区平岸七条一三三丁目  
松本直展外百九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二七八四号 昭和五十四年五月十一日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(五通)

請願者 栃木県宇都宮市馬場通二ノ一ノ六  
集英堂内 内山トク外五百九十四  
名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二八一八号 昭和五十四年五月十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(四通)

請願者 川崎市多摩区中野島一、八二三

根本五郎外七百五十三名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二八一九号 昭和五十四年五月十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡志免町大正町 橋爪  
進外百九十九名

紹介議員 磯山 篤君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二八四五号 昭和五十四年五月十二日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(五通)

請願者 東京都品川区南品川四ノ四 渡辺  
国夫外七百四十名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二八七六号 昭和五十四年五月十四日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 福島県郡山市桑野二ノ一ノ一〇  
佐久間義雄外百二十九名

紹介議員 磯山 篤君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二八七七号 昭和五十四年五月十四日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 福岡市西区原三ノ九ノ五二石川書  
店內 石川正男外二千名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二九〇三号 昭和五十四年五月十四日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(十一通)

請願者 埼玉県川口市末広一ノ二ノ一四有  
限会社斉藤書店内 斉藤清外千七  
百三十八名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二九〇四号 昭和五十四年五月十四日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 北海道磯谷郡蘭越町相生一五七  
米山退蔵外百五十七名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二九五七号 昭和五十四年五月十四日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(五通)

請願者 埼玉県狭山市狭山台一ノ一六ノ六  
さやま台書店内 安藤敏子外千三  
百名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二九五八号 昭和五十四年五月十四日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 北海道江別市東野幌本町六ノ一五  
瀬戸正一外九名

紹介議員 相沢 武彦君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二九五九号 昭和五十四年五月十四日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(五通)

請願者 福岡市東区箱崎一ノ八ノ二七  
丸 田宏子外千三百五十名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二九六〇号 昭和五十四年五月十四日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(四通)

請願者 札幌市豊平区福住二二六ノ一七  
三浦信一外六百六十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二九六一号 昭和五十四年五月十四日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願

請願者 千葉市椿森六ノ二ノ一六 今井春  
美外百九十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第二九七九号 昭和五十四年五月十四日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(五通)

請願者 札幌市白石区川下六〇〇市営N八  
ノ二〇一 遠藤邦雄外七百四十名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第三〇五九号 昭和五十四年五月十四日受理

出版物再販制の廃止反対に関する請願(三通)

請願者 東京都板橋区東山町二四ノ三 清  
水裕子外二百九十二名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第六四〇号と同じである。

第三〇六〇号 昭和五十四年五月十四日受理

企業管理士法制定に関する請願

請願者 愛媛県宇和島市坂下津甲四〇七  
藤森友章外七百四十五名

紹介議員 中野 明君

この請願の趣旨は、第一五二〇号と同じである。

五月二十四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、エネルギーの使用の合理化に関する法律案  
(第八十四回国会提出、衆議院継続審査)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 工場に係る措置(第三条―第十二条)

第三章 建築物に係る措置(第十三条―第十六  
条)

エネルギーの使用の合理化に関する法律案

エネルギーの使用の合理化に関する法律

(小字及び一は衆議院修正)

エネルギーの使用の合理化に関する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律

エネルギーの使用の合理化に関する法律

第四章 機械器具に係る措置(第十七条—第二十一条)

第五节 雜則(第二十二條—第二十七條)

第六章 罰則(第二十八條—第三十一條)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、燃料資源の大部分を輸入に依存せざるを得ない我が国のエネルギー事情にかんがみ、燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、建築物及び機械器具について

〇〇のエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置〇〇を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「エネルギー」とは、燃料及びこれを熱源とする熱並びに電気をいう。

2 この法律において「燃料」とは、原油及び揮発油、重油その他通商産業省令で定める石油製品、可燃性天然ガス並びに石炭及びコークスその他通商産業省令で定める石炭製品であつて、燃焼の用に供するものをいう。

第二章 工場に係る措置

(事業者の努力)

第三条 工場又は事業場(以下単に「工場」という。)においてエネルギーを使用して事業を行う者(以下「事業者」という。)は、次の各号に掲げる事項を適確に実施することにより、工場におけるエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

- 一 燃料の燃焼の合理化
- 二 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化
- 三 放射、伝導等による熱の損失の防止
- 四 廃熱の回収利用
- 五 熱の動力等への変換の合理化
- 六 抵抗等による電気の損失の防止
- 七 電気の動力、熱等への変換の合理化

(事業者の判断の基準となるべき事項)  
第四条 通商産業大臣は、工場におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、前条各号に掲げる事項に関し事業者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、エネルギー需給の長期見通し、エネルギーの使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(指導及び助言)  
第五条 主務大臣は、工場におけるエネルギーの使用の合理化の適確な実施を確保するため必要があるとき、事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、第三条各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

(工場の指定)  
第六条 通商産業大臣は、製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場であつて燃料及びこれを熱源とする熱(以下「燃料等」という。)の使用量について政令で定める要件に該当するものを燃料等の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として、当該業種に属する事業の用に供する工場であつて電気の使用量について政令で定める要件に該当するものを電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として、それぞれ指定することができる。

2 前項の規定により燃料等の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場(以下「熱管理指定工場」という。)又は同項の規定により電気の使用の合理化を特に推進する必要がある工場として指定された工場(以下「電気管理指定工場」という。)を設置している者(以下「特定事業者」という。)は、当該工場につき次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、通商産業省令で定めるところにより、通商

産業大臣に、同項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

一 前項の政令で定める業種に属する事業を行わなくなつたとき。

二 燃料等の使用量又は電気の使用量について前項の政令で定める要件に該当する見込みがなくなつたとき。

3 通商産業大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、当該工場につき同項各号の一に掲げる事由が生じたときも、同様とする。

4 通商産業大臣は、第一項の規定による指定又は前項の規定による指定の取消をしたときは、その旨を当該工場に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

(エネルギー管理者)

第七条 特定事業者は、通商産業省令で定めるところにより、熱管理指定工場及び電気管理指定工場(以下「エネルギー管理指定工場」という。)ごとに、政令で定める基準に従つて、エネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、エネルギー管理者を選任しなければならない。

2 特定事業者は、エネルギー管理者を選任したときは、その選任の日から三十日以内に、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。エネルギー管理者が死亡し、又はこれを解任したときも、同様とする。

(エネルギー管理士免状)

第八条 エネルギー管理士免状の種類は、熱管理士免状及び電気管理士免状とし、次の各号の一に該当する者に対し、通商産業大臣がこれを交付する。

- 一 通商産業大臣が行うエネルギー管理士試験に合格した者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験

を有していると通商産業大臣が認定した者

2 前項第一号のエネルギー管理士試験の課目、受験手続その他エネルギー管理士試験の実施細目及びエネルギー管理士免状の交付に関する手続は、通商産業省令で定める。

3 エネルギー管理士試験を受けようとする者、第一項第二号の規定による認定を受けようとする者及びエネルギー管理士免状の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

(エネルギー管理者の職務)  
第九条 エネルギー管理者は、熱管理指定工場にあつては燃料等の使用の合理化に関し燃料等を消費する設備の維持、燃料等の使用の方法の改善及び監視その他通商産業省令で定める業務を、電気管理指定工場にあつては電気の使用の合理化に関し電気を消費する設備の維持、電気の使用の方法の改善及び監視その他通商産業省令で定める業務を管理する。

(エネルギー管理者等の義務)  
第十条 エネルギー管理者は、その職務を誠実に行わなければならない。

2 特定事業者は、エネルギーの使用の合理化に関し、エネルギー管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

3 エネルギー管理指定工場の従業員は、エネルギー管理者がその職務を行う上で必要であると認めてする指示に従わなければならない。

(記録)

第十一条 特定事業者は、エネルギー管理指定工場に帳簿を備え、通商産業省令で定めるところにより、熱管理指定工場にあつては燃料等の使用量その他燃料等の使用の状況並びに燃料等を消費する設備及び燃料等の使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、電気管理指定工場にあつては電気の使用量その他電気の使用の状況並びに電気を消費する設備及び電気の使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し記録しなければならない。

○及び指示  
(勸告)

第十二条 主務大臣は、エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化が第四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該エネルギー管理指定工場に係る特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、エネルギーの使用の合理化に關し必要な措置を講ずべき旨の勸告をすることができる。

2 主務大臣は、前項の勸告に係る措置の確実な実施を図るため特に必要があると認めるときは、特定事業者に対し、当該エネルギー管理指定工場に係るエネルギーの使用の合理化に關する計画(以下「合理化計画」という。)を作成し、これを提出すべきことを求めることができる。

3 主務大臣は、合理化計画が当該エネルギー管理指定工場に係るエネルギーの使用の合理化の適確な実施を図る上で適切でないとき認めるときは、特定事業者に対し、合理化計画を変更すべき旨の勸告をすることができる。

4 主務大臣は、特定事業者が合理化計画を実施していないと認めるときは、当該特定事業者に対し、合理化計画を確実に実施すべき旨の勸告をすることができる。

第三章 建築物に係る措置  
(建築物の努力)

第十三条 建築物の建築をしようとする者(以下「建築主」という)は、建築物の外壁、窓等を通じた熱の損失の防止(空調調和設備を有する建築物にあつては、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び空調調和設備に係るエネルギーの効率的利用。以下同じ。)のための措置を適確に実施することにより、建築物に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

(建築主の判断の基準となるべき事項)  
第十四条 通商産業大臣及び建設大臣は、建築物

に係るエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置に關し建築主の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 第四条第二項の規定は、前項に規定する判断の基準となるべき事項に準用する。

(建築物に係る指導及び助言等)

第十五条 建設大臣は、建築物(住宅を除く。以下この項において同じ。)について第十三条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

2 建設大臣は、住宅について第十三条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に準拠して、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止について住宅の設計及び施工に關する指針を定め、これを公表するものとする。

(建築材料に係る指導及び助言)

第十六条 通商産業大臣は、第十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項又は前条第二項に規定する指針に適合する建築物が建築されることを確保するため特に必要があると認めるときは、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料を製造する事業を行う者に対し、当該判断の基準となるべき事項又は当該指針を勘案して、当該建築材料の断熱性に係る品質の向上及び当該品質の表示に關し必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 機械器具に係る措置  
(製造事業者等の努力)

第十七条 エネルギーを消費する機械器具の製造又は輸入の事業を行う者(以下「製造事業者等」という)は、その製造又は輸入に係る機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における

機械器具の性能の向上を図ることにより、機械器具に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

(製造事業者等の判断の基準となるべき事項)  
第十八条 エネルギーを消費する機械器具のうち、自動車(前条に規定する性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。)その他我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具であつて当該性能の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるもの(以下「特定機器」という)については、通商産業大臣(自動車にあつては、通商産業大臣及び運輸大臣。以下この章及び第二十五条第三項において同じ。)は、特定機器ごとに、当該性能の向上に關し製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 第四条第二項の規定は、前項に規定する判断の基準となるべき事項に準用する。

(性能の向上に關する勸告)

第十九条 通商産業大臣は、製造事業者等が製造し又は輸入する特定機器につき、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして第十七条に規定する性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該製造事業者等に対し、その目標を示して、その製造又は輸入に係る当該特定機器の当該性能の向上を図るべき旨の勸告をすることができる。

(表示)

第二十条 通商産業大臣は、特定機器(家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第二条第一項第一号に規定する家庭用品であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)について、特定機器ごとに、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。

一 特定機器のエネルギーの消費効率(エネルギーの消費量との対比における特定機器の性能として通商産業省令(自動車にあつては、

通商産業省令、運輸省令)で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。)に關し製造事業者等が表示すべき事項

二 表示の方法その他エネルギー消費効率の表示に際して製造事業者等が遵守すべき事項

(表示に關する勸告)

第二十一条 通商産業大臣は、製造事業者等が特定機器について前条の規定により告示されたところに従つてエネルギー消費効率に關する表示をしていないと認めるときは、当該製造事業者等に対し、その製造又は輸入に係る特定機器につき、その告示されたところに従つてエネルギー消費効率に關する表示をすべき旨の勸告をすることができる。

第五章 雑則

(金融上及び税制上の措置)

第二十二条 国は、エネルギーの使用の合理化を促進するために必要な金融上及び税制上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(科学技術の振興)

第二十三条 国は、エネルギーの使用の合理化を促進する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解を深める等のための措置)

第二十四条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、エネルギーの使用の合理化に關する国民の理解を深めるとともに、その実施に關する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第二十五条 通商産業大臣は、第六条第一項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、同条第一項の政令で定める業種に属する事業を行う者に対し、その工場における業務の状況に關し報告させることができる。

2 主務大臣は、第十二条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特

定事業者に対し、エネルギー管理指定工場における業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 通商産業大臣は、第十九条及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定機器の製造事業者等に対し、特定機器に係る業務の状況に關し報告させ、又はその職員に、特定機器の製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、特定機器、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第二項及び第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(経過措置の命令への委任)

第二十六条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む)を定めることができる。

(主務大臣等)

第二十七条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び当該工場に係る事業を所管する大臣とする。

2 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第六章 罰則

第二十八条 第七条第一項の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の規定に違反して、帳簿を備えず、記録をせず、又は虚偽の記録をした者

二 第二十五条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項若しくは第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第三十一条 第七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八条の規定は、公布の日から施行する。

(換形)

2 政府は、内外のエネルギー事情その他の経済事情の推移に応じ、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(熱管理法の廃止)

12<sup>8</sup> 熱管理法(昭和二十六年法律第四百四十六号)は、廃止する。

(熱管理法の廃止に伴う経過措置)

13<sup>4</sup> 前項の規定による廃止前の熱管理法第十二条の規定により交付された熱管理士免状は、第八条第一項の規定により交付された熱管理士免状とみなす。

14<sup>5</sup> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(通商産業省設置法の一部改正)

15<sup>8</sup> 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。  
第三十六条の六第十号の次に次の一号を加える。  
十の二 エネルギーの使用の合理化に關する

法律(昭和五十三年法律第 号)の施行に關すること。  
(建設省設置法の一部改正)

16<sup>7</sup> 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二十二号の六を第二十二号の七とし、第二十二号の二から第二十二号の五までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の次に次の一号を加える。  
二十二の二 エネルギーの使用の合理化に關する法律(昭和五十三年法律第 号)の施行に關する事務を管理すること。

第四條第三項中「第二十二号の二から第二十二号の五まで」を「第二十二号の三から第二十二号の六まで」に改め、同條第七項中「同條第十九号に規定する事務、同條第二十号に規定する事務、同條第二十一号、第二十二号、第二十二号の六」を「同條第十九号から第二十二号の二まで、第二十二号の七」に改める。